

# 中国四国地区大学図書館協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、中国四国地区大学図書館協議会という。

(目 的)

第2条 本会は、大学図書館の共通問題を研究討議し、その健全な発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 大学図書館の連絡提携
2. 大学図書館の調査研究
3. 研究集会、講習会、講演会、展示会等の開催及び後援
4. ホームページの運営
5. その他

(会 員)

第4条 本会は、中国四国地区の大学図書館をもって組織する。

(幹 事 館)

第5条 本会に幹事館を置く。

- 2 幹事館は、本協議会を代表し、対外的な交渉連絡を行う。
- 3 幹事館は、総会で互選し、その任期は2年とする。但し再選を妨げない。

(事 務 所)

第6条 本会の事務所は、幹事館内に置く。

(当 番 館)

第7条 本会に当番館を置く。

- 2 当番館の順序は、毎年総会で確認する。
- 3 当番館は、毎年3月末現在で事務を引継ぎ交替する。
- 4 当番館は、議事録、報告書、会員名簿、当番館誌等の関係書類を整理保管する。

(会 議)

第8条 総会は、毎年1回当番館で開催する。

- 2 会員3分の2以上から請求があるときは、臨時総会を開くことができる。

第9条 総会の運営は、当番館が幹事館と協議して当たる。

- 2 総会の議長は、当番館の館長が当たる。

第10条 会議の評決権は、1館に1票とし、議決は出席会員過半数の賛成を要する。

(会務報告)

第11条 幹事館及び当番館は、総会で会務を報告する。

(会則変更)

第12条 本会則の変更は、総会にはからなければならない。その決定は出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

附 則

本会則は、昭和32年9月19日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年4月15日から施行する。